3　前二項の規定の適用がある場合における第二十三条第五項の規定の適用については、同項中「まで並びに」とあるのは「まで」と、「第四項まで」とあるのは「第四項まで、附則第三十五条の三の三第一項並びに同条第二項の規定により読み替えられた次条第一項第七号」とする。

4　前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の四第二項第四号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第四項中「雑所得については」を「雑所得については、」に改め、同条第五項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に、「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十五条の四の二第二項中「とは、当該」を「とは、同項に規定する」に改め、同条第四項中「雑所得については、」に改め、同条第五項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に、「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十五条の四の二第二項中「とは、当該」を「とは、同項に規定する」に改め、同条第四項中「規定によつて」を「規定により」に、「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に、「同条第四項」を「同条第十項」に改め、同条第八項中「とは、当該」を「とは、同項に規定する」に改め、同条第十項中「規定によつて」を「規定により」に、「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改める。

附則第三十七条の三を附則第三十七条の四とし、附則第三十七条の二の次に次の一条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十七条の三　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十五条の三の六第四項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第七百三条の四、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の五第一項及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の五第一項中「この項中山林所得金額」とあるのは「この項中山林所得金額又は附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十五項」に改める。

附則第四十四条第一項中「被災純損失金額（震災特例法」を「被災純損失金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）」に改める。

附則第四十四条の二第三項中「、附則第五条の四」を削り、同項の表附則第五条の四第一項第二号ロの項を削り、同条第四項中「、附則第五条の四」を削り、同条第六項の表附則第三十四条の二第六項の項中「附則第三十四条の二第六項」を「附則第三十四条の二第七項」に改め、同条第八項中「、附則第五条の四」を削り、同項の表附則第五条の四第六項第二号ロの項を削り、同表附則第三十四条の二第六項の項中「、附則第三十四条の二第六項」を「附則第三十四条の二第七項」に改め、同条第九項中「、附則第五条の四」を削る。

附則第四十四条の三第四項中「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に改める。

附則第四十五条第一項中「及び附則第五条の四の二」を削り、「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項の表附則第五条の四第一項の項から附則第五条の四第一項第三号の項までを削り、同表附則第五条の四の二第一項の項中「附則第五条の四の二第一項」を「第一項」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「（平成二十三年法律第二十九号）」を加え、同表附則第五条の四の二第一項第一号の項中「附則第五条の四の二第一項第一号」を「第一項第一号」に、「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで若しくは第四十一条の二」を「第一項まで若しくは第四十一条の二」に改め、同表附則第五条の四の二第一項第二号の項中「附則第五条の四の二第一項第二号」を「第一項第二号」に改め、同条第二項中「及び附則第五条の四の二」を削り、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで」とあるのは「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改め、同項の表を削り、同条第三項中「附則第五条の四の二第一項」を「附則第五条の四第一項」に改め、同条第四項中「及び附則第五条の四の二第一項」を「同条の規定中」に改め、同項の表附則第五条の四第六項の項から附則第五条の四第六項第三号の項までを削り、同表附則第五条の四の二第五項第一号」を「第五項第一号」に、「第五項まで若しくは第四十一条の二」を「第十八項まで若しくは第四十一条の二」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「（平成二十三年法律第二十九号）」を加え、同表附則第五条の四の二第五項第一号」を「第五項第一号」に、「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで若しくは第四十一条の二」を「第十八項まで若しくは第四十一条の二」に改め、同表附則第五条の四の二第五項第二号の項中「附則第五条の四の二第一項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第五項中「及び附則第五条の四の二」を削り、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第五項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改め、同項の表を削り、同条第三項中「附則第五条の四の二第一項」を「附則第五条の四第一項」に改め、同条第四項中「及び附則第五条の四の二第一項」を「同条の規定中」に改め、同項の表附則第五条の四第六項の項から附則第五条の四第六項第三号の項までを削り、同表附則第五条の四の二第五項の項中「附則第五条の四の二第五項」を「第五項」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「（平成二十三年法律第二十九号）」を加え、同表附則第五条の四の二第五項第一号の項中「附則第五条の四の二第五項第一号」を「第五項第一号」に、「第五項まで若しくは第四十一条の二」を「第十八項まで若しくは第四十一条の二」に改め、同表附則第五条の四の二第五